

瀬戸市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 25 日

瀬戸市議会議長 川本雅之

瀬戸市議会規則第 1 号

瀬戸市議会傍聴規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会傍聴規則（昭和 51 年瀬戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p><u>人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>— <省略></p> <p>— 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、<u>旗等意思を表示する物</u>を持っている者</p> <p>— <省略></p> <p>— ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（<u>第 8 条第 1 項</u>の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。）</p> <p>— <u>前各号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p>	<p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p><u>銃器、棒、その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>— <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>— <省略></p> <p>— 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、<u>旗、のぼり、カサの類</u>を持っている者</p> <p>— <省略></p> <p>— ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（<u>第 8 条</u>の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。）</p> <p>— <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p>

<p>第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p><u>議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。</u></p> <p>常に静粛にすること。 携帯電話等の電源を切ること。</p> <p>はち巻、腕章の類をする等意思を表示する行為をしないこと。</p> <p><省略></p> <p>— <省略></p> <p>(写真撮影、録画、録音等)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をするとき、事前に議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 議長は、議事の妨げになるときは、討論を用いないで会議に諮って、前項の許可を取消することができる。</p>	<p>第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p><u>議場における言論に対し、批評を加え又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。</u></p> <p>常に静粛にし、私語等をしないこと。 帽子、えり巻、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p><省略></p> <p>— みだりに席を離れないこと。 — 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>— <省略></p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席においては写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長に許可を得た場合は、この限りでない。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。